

証券コード 4966
2022年6月3日

株 主 各 位

大阪市中央区道修町三丁目2番6号

上村工業株式會社

代表取締役社長 上 村 寛 也

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご高覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区道修町三丁目2番6号

当社 本社8階講堂

3. 目的事項 報告事項

1. 第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

以 上

別紙に記載の「第94期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」を必ずご確認ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.uyemura.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、徐々に経済活動が再開され回復の兆しが一部でみられるものの、変異株の流行による感染再拡大により、国内景気は不安定な状況で推移しました。また、資源価格の上昇、半導体をはじめとする部材の供給不足が顕在化する中、ロシアのウクライナ侵攻による世界経済への深刻かつ長期的な影響が懸念されております。

当社グループの主要市場であるエレクトロニクス市場におきましては、5G（第5世代移動通信システム）関連の実用化やテレワークの普及に伴うサーバー需要が引き続き堅調に推移しました。また、カーエレクトロニクス分野では、半導体供給不足の影響で自動車などの生産に影響が出ておりますが、半導体自体は需給状況解消に向けて生産が継続しております。

このような状況の下、当社グループは、収益力の更なる向上を目指して、高付加価値製品の開発と提案並びに拡販活動に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は723億3百万円（前連結会計年度比29.2%増）、営業利益は139億47百万円（同47.0%増）、経常利益は146億6百万円（同47.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は96億81百万円（同35.8%増）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、当連結会計年度の売上高は1億45百万円、営業利益は16百万円、経常利益は19百万円増加しております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(表面処理用資材事業)

主力のプリント基板用及びパッケージ基板用めっき薬品は、5Gや半導体関連市場における需要拡大により、売上高、セグメント利益ともに前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は599億20百万円（前連結会計年度比38.9%増）、セグメント利益は127億17百万円（同52.7%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高、セグメント利益はそれぞれ3百万円減少しております。

(表面処理用機械事業)

半導体や電子部品向けの需要は引き続き堅調に推移しましたが、汎用的な表面処理用機械の販売が減少し、売上高、セグメント利益ともに前連結会計年度を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は70億13百万円（前連結会計年度比10.4%減）、セグメント利益は6億80百万円（同25.7%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1億49百万円増加し、セグメント利益は19百万円増加しております。

(めっき加工事業)

タイやインドネシアにおける自動車産業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による低迷が続いており、厳しい事業環境が継続しましたが、台湾において行っているプリント基板へのめっき加工が好調に推移し、売上高、セグメント利益ともに前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は45億18百万円（前連結会計年度比7.7%増）、セグメント利益は29百万円（前連結会計年度はセグメント損失2億22百万円）となりました。

(不動産賃貸事業)

新大阪の賃貸用オフィスビルにおいて、オフィスビルの賃料が改定したことから、売上高、セグメント利益ともに前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8億34百万円（前連結会計年度比3.7%増）、セグメント利益は5億3百万円（同10.7%増）となりました。

なお、上記のセグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

(2) 対処すべき課題

今後の国内経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や米中の安全保障の影響が引き続き懸念されることに加え、ロシア、ウクライナの情勢がニッケル、パラジウムなどの資源価格の高騰や世界経済へマイナス影響を与えることなどにより、景気の先行きは極めて不透明な状況にあります。

当社グループの主要市場であるエレクトロニクス市場では、半導体の一部で供給不足の状態が続くものの、自動車の電動化、自動化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴い、半導体や電子部品の需要は引き続き堅調に推移することが予想されます。

エレクトロニクス市場では技術が絶え間なく進化しており、その要求に応えるためには、クオリティの高い製品・技術を市場が要求するタイミングで提供することが不可欠となります。当社グループではこの日々変化するお客様の要求に対しまして、他社に真似のできない技術やノウハウを有した高付加価値製品を提供し続けていかなければなりません。

先端技術分野、エレクトロニクス産業・自動車産業などのサポートイング・インダストリー分野においてめっき技術の重要性はますます高まっております。今後も当社グループはその一翼を担う企業集団として、めっき技術に関わるハード、ソフトを一体とした質の高いトータルソリューションを提供し、かつグローバルに事業展開する必要があります。

我々は、この経営課題に対して、現在次のような経営方針の下で取り組んでおります。

- ① SDGs（持続可能な開発目標）・ESG（環境・社会・ガバナンス）・安全強化の推進
- ② コンプライアンスの徹底
- ③ 研究開発の環境整備と迅速化の推進
- ④ 今後10年、20年を見据えた取り組み
- ⑤ トータルソリューションを提供できるビジネスの確立
- ⑥ グループ会社間・部門間のシナジー効果向上の推進
- ⑦ 将来を見据えた海外の新製造拠点・新販売拠点の探索と検討
- ⑧ ビジネス環境変化への迅速な対応の徹底

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額33億41百万円の設備投資を実施しました。主要な内容は、当社枚方機械新工場建設用地への投資13億80百万円、当社枚方化成品工場生産設備等への投資10億71百万円、当社中央研究所の研究開発設備の更新等への投資1億35百万円、上村化学（上海）有限公司の分析機器等への投資75百万円、ウエムラ・マレーシアの薬品生産設備の更新等への投資74百万円、上村工業（深圳）有限公司の薬品製造関連設備の更新等への投資74百万円、サムハイテックスのめっき加工設備の更新等への投資69百万円、ウエムラ・インターナショナル・コーポレーションの分析機器の更新等への投資64百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の必要資金は、そのほとんどを自己資金でまかなっておりますが、一部の子会社において借入を行っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第91期	第92期	第93期	第94期 (当連結会計年度)
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高(千円)	51,979,592	52,223,003	55,947,358	72,303,623
経常利益(千円)	8,554,178	7,870,311	9,920,699	14,606,115
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	5,653,135	5,358,951	7,128,400	9,681,594
1株当たり当期純利益(円)	314.00	299.30	402.89	559.61
総資産(千円)	77,943,032	79,117,088	85,105,498	101,189,162
純資産(千円)	61,142,889	63,887,855	69,473,699	78,712,311

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。なお、自己株式数を控除して算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第94期の期首から適用しており、第94期に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。
3. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第91期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第91期	第92期	第93期	第94期 (当事業年度)
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高(千円)	25,463,372	29,414,069	32,839,974	37,258,853
経常利益(千円)	6,618,069	8,014,111	9,230,883	11,509,088
当期純利益(千円)	4,597,235	5,903,262	7,319,194	9,288,869
1株当たり当期純利益(円)	255.35	329.70	413.68	536.91
総資産(千円)	49,337,839	52,121,439	58,062,722	65,320,646
純資産(千円)	39,267,678	42,466,589	48,543,588	54,283,100

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。なお、自己株式数を控除して算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第94期の期首から適用しており、第94期に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。
3. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第91期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 サ ミ ッ ク ス	千円 10,000	% 100.0	不動産賃貸
台 湾 上 村 股 份 有 限 公 司	千NTドル 52,768	100.0	めっき用化学品、表面処理用機械等の製造・販売、めっき加工
ウエムラ・インターナショナル・コー ポレート・ショ ン	千米ドル 7,000	100.0	めっき用化学品、表面処理用機械等の製造・販売
ウエムラ・インターナショナル・シンガポール	千米ドル 186	100.0	めっき用化学品、表面処理用機械等の販売
ウエムラ・マレーシア	千マレーシアリンギット 3,000	100.0	めっき用化学品の製造・販売
上 村 (香 港) 有 限 公 司	千香港ドル 36,040	100.0	めっき用化学品、表面処理用機械等の販売
上 村 化 学 (上 海) 有 限 公 司	千人民元 8,276	100.0	めっき用化学品、表面処理用機械等の販売
サ ム ハ イ テ ッ ク ス	千タイバーツ 104,000	100.0	めっき加工、めっき用化学品の製造・販売
上 村 工 業 (深 圳) 有 限 公 司	千人民元 55,224	100.0 (100.0)	めっき用化学品、表面処理用機械等の製造・販売
韓 国 上 村 株 式 会 社	千ウォン 7,600,000	100.0	めっき用化学品の製造・販売
ウエムラ・インドネシア	千米ドル 18,008	99.9	めっき加工

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数となっております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区分	主要品目
表面処理用資材事業	プリント基板用めっき薬品、アルミ磁気ディスク用めっき薬品、工業用化学品、非鉄金属等
表面処理用機械事業	プリント基板用めっき機械、アルミ磁気ディスク用めっき機械等
めっき加工事業	プラスチック及びプリント基板等のめっき加工
不動産賃貸事業	オフィスビル及びマンションの賃貸

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
当社	本 社 大 阪 市 中 央 区
	東 京 支 社 東 京 都 中 央 区
	名 古 屋 支 店 名 古 屋 市 西 区
	枚 方 工 場 大 阪 府 枚 方 市
	中 央 研 究 所 大 阪 府 枚 方 市
株式会社サミックス	本 社 大 阪 府 枚 方 市
台湾上村股份有限公司	本 社 及 び 工 場 台 湾 (桃 園 市)
ウエムラ・インターナショナル・コーポレーション	本 社 米 国 (カリフォルニア州)
ウエムラ・インターナショナル・シンガポール	本 社 シ ン ガ ポ ー ル
ウエムラ・マレーシア	本 社 及 び 工 場 マレーシア (ジョホール州)
上村(香港)有限公司	本 社 中 国 (香 港)
上村化学(上海)有限公司	本 社 中 国 (上 海 市)
サムハイテックス	本 社 及 び 工 場 タ イ (パトウムタニ県)
上村工業(深圳)有限公司	本 社 及 び 工 場 中 国 (深 圳 市)
韓国上村株式会社	本 社 及 び 工 場 大韓民国 (京畿道華城市)
ウエムラ・インドネシア	本 社 及 び 工 場 インドネシア (西ジャワ州)

(9) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
表面処理用資材事業	875名	11名増
表面処理用機械事業	108名	11名増
めつき加工事業	564名	44名減
合計	1,547名	22名減

(注) 使用人数は就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
286名	1名増	40.4歳	14.7年

(注) 使用人数は就業人員数であり、出向者20名及び嘱託33名、パート従業員19名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	百万円 357
日本生命保険相互会社	100

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 71,716,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,756,080株 |
| ③ 株主数 | 942名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
浪 花 殖 産 株 式 会 社	4,552千株	26.42%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	914千株	5.30%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	860千株	4.99%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	745千株	4.32%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	615千株	3.57%
上 村 共 栄 会	576千株	3.34%
NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD – TK1 LIMITED	431千株	2.50%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	370千株	2.14%
上 村 茉 一 子	318千株	1.84%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	260千株	1.50%

(注) 持株比率は自己株式(2,522,368株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	3,802株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4) 取締役及び監査役に支払った報酬等」(13頁及び14頁)に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

2021年7月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は35,858,000株増加し71,716,000株、発行済株式の総数は9,878,040株増加し19,756,080株となっております。

(3) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	上 村 寛 也	台湾上村股份有限公司 董事長
専務取締役	橋 本 滋 雄	営業本部長、開発本部長
常務取締役	阪 部 薫 夫	管理本部長、情報本部長、経営企画部長
取締役	島 田 康 史	製造本部長、枚方工場長、株式会社サミックス 取締役社長
取締役	関 谷 勉	営業本部副本部長、東京支社長、東京営業部長
取締役	大 竹 啓 之	製造本部副本部長、枚方機械工場長
取締役	高 橋 章 彦	高橋章彦税理士事務所 代表
取締役	明 田 佳 樹	明田公認会計士事務所 代表
取締役	西 本 香	社会保険労務士法人西本コンサルティングオフィス 代表
常勤監査役	猪瀬 伸治	
監査役	亀岡 強	株式会社サミックス 監査役
監査役	飯島 亨	住友金属鉱山株式会社 非常勤顧問

- (注) 1. 取締役高橋章彦氏、取締役明田佳樹氏及び取締役西本 香氏は社外取締役であります。
 2. 監査役亀岡 強氏及び監査役飯島 亨氏は社外監査役であります。
 3. 当社は高橋章彦氏、明田佳樹氏、西本 香氏、亀岡 強氏及び飯島 亨氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (6) 重要な子会社の状況」（7頁）に記載の当社の子会社である株式会社サミックスの取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社の子会社である株式会社サミックスがそれぞれ負担しております。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び被保険者に対する損害賠償に関する訴訟、調停、和解又は仲裁費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由、犯罪行為、法令違反に起因する対象事由等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役に支払った報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上や、優秀な人材の確保に配慮した報酬体系とし、経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、取締役の報酬等の額については取締役会にて決定することを基本方針とする。

(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社内規に定めている経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、取締役の報酬等の額及び各取締役の基本報酬の支給額を取締役会にて決定する。

(イ) 業績運動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与えるに係る業績指標等の内容及び額又は数の算定方法の決定方針）

業績運動報酬等（賞与）は、毎年一定の時期に支給することとし、当社内規に定めている経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、取締役の報酬等の額については取締役会にて決定するものとする。なお、各取締役の賞与の支給額の算定にあたっては、当社グループの連結経常利益の額に加えて、当社グループを取り巻く各取締役の貢献度、また、従業員給与等とのバランス等を総合的に勘案して決定する。非金銭報酬等は、取締役（社外取締役を除く。）を対象とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的とした、譲渡制限付株式報酬とし、原則として毎年の一定の時期に支給することとする。そして、株主総会で決議した報酬総額及び報酬内容の範囲に基づき、取締役会にて、役位、職責、在任年数に応じて当社グループの業績や経営環境、各取締役の貢献度等を総合的に勘案してその支給額及び内容を決定する。なお、譲渡制限付株式報酬の支給は、対象となる取締役との間において、株主総会で決議した報酬内容に従った一定期間の譲渡制限期間や無償取得事由について定める譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とする。

(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の額、業績運動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額、業績運動報酬等の額又は非金銭報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、持続的な企業価値の向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の基本報酬及び業績運動報酬等（賞与）、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の支給額は、それぞれ取締役会にて決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	対象となる役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績運動報酬等（賞与）	非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）	退職慰労金
取締役（うち社外取締役）	9名（3名）	505,862千円（12,109千円）	220,776千円（8,559千円）	207,050千円（3,550千円）	17,318千円（-）	60,718千円（-）
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	22,148千円（9,812千円）	14,967千円（6,312千円）	6,000千円（3,500千円）	-（-）	1,181千円（-）
合計（うち社外役員）	12名（5名）	528,010千円（21,921千円）	235,743千円（14,871千円）	213,050千円（7,050千円）	17,318千円（-）	61,899千円（-）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績運動報酬等（賞与）は、毎年一定の時期に支給することとし、当社内規に定めている経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、取締役の報酬等の額については取締役会にて決定するものとします。なお、各取締役の賞与の支給額の算定にあたっては、当社グループの連結経常利益の額に加えて、当社グループを取り巻く各取締役の貢献度、また、従業員給与等とのバランス等を総合的に勘案して決定します。当事業年度の業績運動報酬等（賞与）を決定するにあたっての一要素である当社グループの業績に関しては、当社グループが事業全体から経常的に得る利益水準であることを理由として、連結経常利益を採用しておりますが、当事業年度の連結経常利益は146億6百万円となります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「3. (4) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」（13頁及び14頁）のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」（11頁）に記載しております。
4. 取締役への報酬は、2021年6月29日開催の第93期定時株主総会において取締役年額600,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役3名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第93期定時株主総会において、株式報酬の額として年額30,000千円以内、株式数の上限を年10,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。なお、2021年7月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、株式数の上限は10,000株増加し20,000株以内となります。
5. 監査役への報酬は、2007年6月28日開催の第79期定時株主総会において監査役年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。
6. 2021年6月29日開催の第93期定時株主総会の決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う切り支給予定額の残高は、次のとおりであります。なお、これらの金額には、左記及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
- ・取締役6名 251,413千円（社外取締役を除く）
 - ・監査役1名 4,251千円（社外監査役を除く）
7. 社外監査役1名が当事業年度中に当社の子会社から受取った役員報酬等の総額は600千円であります。

(5) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高橋章彦氏は、高橋章彦税理士事務所の代表を兼務しておりますが、当社と高橋章彦税理士事務所との間に特別の関係はありません。

取締役明田佳樹氏は、明田公認会計士事務所の代表を兼務しておりますが、当社と明田公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

取締役西本 香氏は、社会保険労務士法人西本コンサルティングオフィスの代表を兼務しておりますが、当社と社会保険労務士法人西本コンサルティングオフィスとの間に特別の関係はありません。

監査役飯島 亨氏は、住友金属鉱山株式会社の非常勤顧問を兼務しております。なお、当社と住友金属鉱山株式会社との間には仕入取引の関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役高橋章彦氏は、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。経営コンサルタントとして豊富な経験で培った企業経営に関する専門的見地から、取締役会では当該視点から主体的に意見を述べ、特に取締役会の意思決定の妥当性を確保するための意見の表明を行う等、適切な役割を果たしております。

取締役明田佳樹氏は、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地と高い見識を有していることから、取締役会では当該視点から主体的に意見を述べ、特に取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見の表明を行う等、適切な役割を果たしております。

取締役西本 香氏は、当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。社会保険労務士として培われた専門的な知識・経験を有していることから、取締役会では当該視点から主体的に意見を述べ、特に取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見の表明を行う等、適切な役割を果たしております。

監査役亀岡 強氏は、当事業年度に開催された取締役会16回の全て及び監査役会17回の全てに出席いたしました。コーポレート・ガバナンスについての幅広い知識と見識から、コーポレート・ガバナンスの更なる充実のための意見の表明等を行っております。

監査役飯島 亨氏は、当事業年度に開催された取締役会16回の全て及び監査役会17回の全てに出席いたしました。業務監査、会計監査双方において社外監査役としての客観的な立場から公正な意見の表明等を行っております。

(注) 各取締役及び各監査役における取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,214千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,214千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要子会社である台湾上村股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令を含む）を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査報酬に同意するに当たり、前事業年度の監査実績に対し、当事業年度の監査計画における監査体制、監査内容、監査日数等の監査概要と監査報酬を検討した結果、妥当であるとの結論に達しましたので、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定めている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合、さらに監査役会が定めた会計監査人の評価基準に則り評価した結果、会計監査人を再任することが適切でないと判断した場合には、監査役会の請求により取締役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2006年5月11日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、2015年5月14日開催の取締役会において同方針の改定について決議いたしましたが、その後、2021年1月8日開催の取締役会において、新たに「内部統制システム構築の基本方針」を、次のとおり決議いたしました。

<業務の適正を確保するための体制>

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、上村グループのコンプライアンス（C S R）推進についてのトップステートメントを掲げるとともに、当社並びにグループ会社の取締役及び使用人を含めた上村グループ行動憲章及び上村グループ行動指針を定め、C S R推進室を設けて、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図る。
- ② 取締役会については取締役会規程を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて隨時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに、法令に従い相互に業務執行の監督を行う。
- ③ 当社は、監査役設置会社であり、取締役の職務執行については法令並びに監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役が監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程及び文書管理規程に基づき記録し、保存・管理する。記録は文書の保管及び保存要領に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、災害、事業、情報セキュリティ等に係る個々のリスクについては、C S R推進室内にそれぞれの分科会を創設し、リスク管理体制を構築する。
- ② 危機管理対策規程を制定し、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名する者を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会で決議すべき重要事項を取締役会規程で定め、当該規程に従い取締役会にて決定する。その他取締役会へ報告すべき重要事項については、職務権限規程（基本権限一覧表）に定める。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任と執行手続の詳細について定める。
- ③ 取締役会で定めた経営計画及び予算並びに全社的な目標については、取締役、本部長、工場長及び中央研究所長が事業戦略、業務進捗の定期的なレビューと改善策を検討し、取締役会に報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、CSRに基づく企業活動をトップステートメントとして発信するとともに、当社並びにグループ会社の取締役及び使用人を含めた上村グループ行動憲章及び上村グループ行動指針を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図る。
- ② 担当役員を長とするCSR推進室を設置して、コンプライアンス等のリスク管理体制を整備し、問題点の把握に努め、CSRの維持・向上を図る。
- ③ CSR推進室内に監査委員会を設け、内部監査室と協力して、CSR推進体制の運営状況を監査する。
- ④ 法令違反その他のCSR推進に関する疑義のある行為について、使用人が直接情報提供を行う手段として、法務知財部を窓口とする内部通報制度（ホットライン制度）を設置・運用する。

(6) 当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程を定め、取締役に対しては、職務執行の報告を遅滞なく行うよう定める。また、必要に応じて、取締役会において報告することを求める。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社すべての行動指針として上村グループ行動憲章及び上村グループ行動指針を定め、CSR推進体制を整備する。リスク管理規程の下、当社CSR推進室は、この体制をグループ会社へ横断的に展開し、リスク管理体制を構築する。

- (③) **当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
子会社の取締役の業務執行に関し、組織規程・職務権限規程・職務分掌規程等を整備し、それぞれの責任者及びその責任者と執行手続きの詳細について定める。
- (④) **当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (Ⅰ) 当社は、CSRに基づく企業活動をトップステートメントとして発信するとともに、当社並びにグループ会社の取締役及び使用人を含めた上村グループ行動憲章及び上村グループ行動指針を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図る。
 - (Ⅱ) 当社は、関係会社管理規程を定め、各グループ会社の運営管理を行うとともに、内部監査を実施する。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
- (8) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
当該使用人の異動・評価については、監査役会の同意を得ることとする。
- (9) **監査役の上記(7)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、原則として監査役の職務の補助を優先することとする。
- (10) **次に掲げる体制その他監査役への報告に関する体制**
 - ① **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、法令に従い直ちにこれを監査役又は監査役会に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び当該使用人に対して報告を求める。
 - ② **当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「情報を入手した者」という）が監査役に報告をするための体制**
各子会社の取締役又は監査役は、各子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを当社の監査役又は監査役会に報告しなければならない。当社の監査役は、いつでも必要に応じて、各子会社の情報を入手した者に報告を求める。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役に報告した内容を守秘し、報告した者に対して不利益な取扱いを行わない。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要ないと会社が証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べ、常務会その他の重要な会議にも出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

※ 反社会的勢力排除への取り組み

当社では、反社会的勢力排除への取り組みについては、上村グループ行動指針において「反社会的勢力との一切の関係を遮断する。」ことを制定し、上村グループ全役職員に周知徹底しております。

※ 財務報告に係る内部統制への対応

当社では、2008年4月1日から施行された「内部統制報告制度」に対応すべく、別途「財務報告の基本方針」を決議し、財務報告の適正性の確保に努めております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

(1) (2) (3) の体制について、記載内容のとおり、運用しております。

なお、(3)について、現在設置されている分科会は、①ハラスマント対策委員会、②内部統制管理委員会、③BCP委員会、④ESG、SDGs、TCFD対策委員会です。

(4) (5) の体制について、記載内容のとおり、運用しております。

(6) の体制について、各グループ会社の内部監査規程やリスク管理規程、その他社内規程に則って運用しております。また、第89期より各グループ会社において、独自で内部監査を実施し、その結果報告を受けております。

(7) (8) (9) の体制について、監査役から補助使用人を置く要求がありませんので、置いておりません。

(10) (11) (12) (13) の体制について、記載内容のとおり、運用しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	65,996,900	流動負債	17,469,070
現金及び預金	31,052,681	支払手形及び買掛金	4,113,405
受取手形	4,961,049	電子記録債務	4,233,185
売掛金	15,822,063	短期借入金	457,789
契約資産	508,858	リース債務	198,163
有価証券	51,629	未払法人税等	2,680,544
商品及び製品	4,462,996	契約負債	3,255,950
仕掛け品	2,740,296	賞与引当金	170,901
原材料及び貯蔵品	3,752,141	役員賞与引当金	213,050
その他の	2,763,683	その他の	2,146,079
貸倒引当金	△118,500	固定負債	5,007,780
固定資産	35,192,261	長期未払金	255,664
有形固定資産	18,682,365	リース債務	460,663
建物及び構築物	8,634,230	退職給付に係る負債	1,111,771
機械装置及び運搬具	2,296,981	繰延税金負債	2,142,944
土地	6,100,030	長期預り保証金	680,334
リース資産	459,504	その他の	356,401
建設仮勘定	80,488	負債合計	22,476,850
その他の	1,111,130	(純資産の部)	
無形固定資産	332,714	株主資本	72,343,497
投資その他の資産	16,177,182	資本金	1,336,936
投資有価証券	14,786,928	資本剰余金	1,276,650
退職給付に係る資産	187,004	利益剰余金	76,245,125
繰延税金資産	572,463	自己株式	△6,515,214
その他の	705,357	その他の包括利益累計額	6,368,814
貸倒引当金	△74,571	その他有価証券評価差額金	707,807
資産合計	101,189,162	為替換算調整勘定	5,610,272
		退職給付に係る調整累計額	50,733
		純資産合計	78,712,311
		負債・純資産合計	101,189,162

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	72,303,623
売 上 原 価	47,614,159
売 上 総 利 益	24,689,464
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,742,214
営 業 利 益	13,947,249
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	196,007
為 替 差 益	296,815
補 助 金 収 入	67,763
そ の 他	153,775
	714,361
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	18,466
そ の 他	37,028
	55,495
経 常 利 益	14,606,115
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	24,050
特 別 損 失	24,050
固 定 資 産 除 売 却 損	29,518
減 損 損 失	533,334
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	562,852
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,365,065
法 人 税 等 調 整 額	20,651
当 期 純 利 益	4,385,717
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	9,681,594
	9,681,594

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日残高	1,336,936	1,269,750	68,100,768	△ 4,527,433	66,180,021
会計方針の変更による累積的影響額			54,000		54,000
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,336,936	1,269,750	68,154,768	△ 4,527,433	66,234,021
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,591,238		△ 1,591,238
親会社株主に帰属する当期純利益			9,681,594		9,681,594
自己株式の取得				△ 2,000,597	△ 2,000,597
自己株式の処分		6,900		12,816	19,716
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	6,900	8,090,356	△ 1,987,780	6,109,475
2022年3月31日残高	1,336,936	1,276,650	76,245,125	△ 6,515,214	72,343,497

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 换 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年4月1日残高	747,353	2,505,718	40,604	3,293,677	69,473,699	
会計方針の変更による累積的影響額					54,000	
会計方針の変更を反映した当期首残高	747,353	2,505,718	40,604	3,293,677	69,527,699	
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△ 1,591,238	
親会社株主に帰属する当期純利益					9,681,594	
自己株式の取得					△ 2,000,597	
自己株式の処分					19,716	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 39,546	3,104,553	10,129	3,075,136	3,075,136	
連結会計年度中の変動額合計	△ 39,546	3,104,553	10,129	3,075,136	9,184,612	
2022年3月31日残高	707,807	5,610,272	50,733	6,368,814	78,712,311	

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

株式会社サミックス、台湾上村股份有限公司、ウエムラ・インターナショナル・コーポレーション、ウエムラ・インターナショナル・シンガポール、ウエムラ・マレーシア、上村（香港）有限公司、上村化学(上海)有限公司、サムハイテックス、上村工業(深圳)有限公司、韓国上村株式会社、ウエムラ・インドネシア

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社の事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(Ⅰ) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

(Ⅱ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

(Ⅰ) 商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(Ⅱ) 製品及び仕掛品

めっき用化学品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

表面処理用機械

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(Ⅲ) 原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。在外子会社は主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は、役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 表面処理用資材事業

表面処理用資材事業においては、主にプリント基板用めっき薬品やアルミ磁気ディスク用めっき薬品の製造及び販売並びに、工業用化学品や非鉄金属の販売を行っております。

このような製商品の国内向け販売については、顧客に製商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、日本国内向け販売については、出荷時から製商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、製商品を出荷する時点で収益を認識しております。

また、このような製商品の国外向け販売については、貿易条件に基づき製商品に対する支配が移転する時点で収益を認識しております。

② 表面処理用機械事業

表面処理用機械事業においては、主に顧客特有のプリント基板用めっき機械やアルミ磁気ディスク用めっき機械の製造及び販売を行っております。

このような製品の販売については、契約上、対価を收受する強制力のある権利を有していると判断したものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

また、契約上、対価を收受する強制力のある権利を有していると判断できないものについては、機械装置を引き渡す一時点において、機械装置の支配が顧客に移転して履行義務が充足すると判断し、検収時点で収益を認識しております。

なお、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、検収時点で収益を認識しております。

③ めっき加工事業

めっき加工事業においては、主にプラスチックやプリント基板等のめっき加工を行っておりまます。

このような加工については、顧客にめっき加工した製商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

④ 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業においては、主に事業用不動産の賃貸借契約を締結しております。

当該契約については、オペレーティング・リース取引に該当するため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により収益を認識しております。

⑤ その他の事業

その他の事業においては、当社の知的財産に関するライセンスを含む製品を販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じております。

ロイヤルティ収入は、知的財産のライセンスに関連して顧客が売上高を計上する時点又は顧客が知的財産のライセンスを使用する時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上し、年金資産が退職給付債務を上回っている場合には、当該差額を投資その他の資産の「退職給付に係る資産」に計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これにより、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は145,791千円増加し、売上原価は129,598千円増加し、営業利益は16,193千円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19,810千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は54,000千円増加しております。当連結会計年度の1株当たり純資産額は5円64銭増加し、1株当たり当期純利益は2円52銭増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり認識された収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識された収益 売上高 507,679千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

表面処理用機械事業における一定の要件を満たす特定の契約については、当該契約の当連結会計年度末時点の進捗度に応じて、収益を計上しております。

進捗度は、当連結会計年度末時点までの発生費用と完了までの総原価見積額を比較することにより測定しております。

② 主な仮定

総原価見積額は、機械装置に対する専門的な知識と施工経験を有する責任者により、契約内容、要求仕様、過去の類似契約における原価実績、契約期間の委託外注費、材料費、労務費の見積り等に基づき算定され、承認手続きを経たうえで決定しております。

総原価見積額は、契約内容や仕様の変更、作業工程の遅れにより当初見積りに対する原価の増加や、材料価格の変動等、進行途中の状況の変化によって、見直しの必要性が生じことがあります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

総原価見積額は、進捗状況を踏まえた見積額と発生額との比較や、今後の費用発生に関する最新の情報に基づき適宜、見直しており、将来の状況の変化により見積と実績が乖離した場合は、認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	18,682,365千円
減損損失	533,334千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

事業用資産は、管理会計上の区分等をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。

事業用資産については、減損の兆候がある資産グループについて、将来キャッシュ・フローを見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の測定に用いられる回収可能価額は、正味売却価額と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方の金額で算定しております。

② 主な仮定

事業用資産の将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された事業計画を基礎として算定しており、当該事業計画は、市場動向や顧客の生産計画等の合理的な仮定を置いて策定しております。

市場動向や顧客の生産計画等の仮定は、事業を営んでいる国又は地域の経済状況の影響、主たる顧客である自動車業界の需要動向や在庫調整等の影響を受けるため、不確実性があります。

また、仮定の前提となる新型コロナウィルス感染症の影響については、追加情報に記載しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場の動向や顧客の生産計画の変化等により、将来キャッシュ・フローの見積りと実績に乖離が生じた場合や、不動産市況の変化等により、正味売却価額が変動した場合は、翌連結会計年度において減損損失を追加計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,545,266千円
土地	47,200千円
計	1,592,466千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円
計	400,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,623,674千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
タイ（パトウムタニ県）	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具
台湾（桃園市）	事業用資産	建物及び構築物、土地

当社グループは、原則として、事業用資産においては概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる資産グループ及び時価の下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失533,334千円として特別損失に計上しました。その内訳は、タイ（パトウムタニ県）513,856千円（内、建物及び構築物313,229千円、機械装置及び運搬具200,627千円）、台湾（桃園市）19,478千円（内、建物及び構築物△11,000千円、土地30,478千円）であります。

タイの資産グループの回収可能価額は、国際会計基準に基づき処分コスト控除後の公正価値により測定しております。公正価値は、インカムアプローチにより算定しており、一定の割引率により割り引いております。

台湾の資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算出しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,878,040株	9,878,040株	一株	19,756,080株

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が9,878,040株増加しております。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,037,824株	1,489,506株	4,962株	2,522,368株

- (注) 1. 自己株式数の増加は、株式分割による増加1,037,824株、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加451,500株、単元未満株式の買取りによる増加182株であります。
 2. 自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少3,802株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分による減少1,160株であります。

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議されました。

- ・配当金の総額 1,591,238千円
- ・1株当たり配当額 180円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月30日

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 2,240,382千円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 130円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程及び販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式や社債であり、定期的に時価や発行体の財政状況を把握しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的として必要に応じて資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額10,533千円）は、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 受取手形	4,961,049	4,961,049	—
(2) 売掛金	15,822,063	15,822,063	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	14,828,024	14,828,024	—
資産計	35,611,137	35,611,137	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,113,405	4,113,405	—
(2) 電子記録債務	4,233,185	4,233,185	—
(3) 短期借入金	457,789	457,789	—
(4) リース債務(流動負債)	198,163	198,163	—
(5) 未払法人税等	2,680,544	2,680,544	—
(6) 長期預り保証金	680,334	606,183	△74,151
(7) リース負債(固定負債)	460,663	451,617	△9,046
負債計	12,824,087	12,740,888	△83,198

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,225,387	—	—	2,225,387
社債	—	12,388,255	—	12,388,255
その他	162,753	—	—	162,753

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	4,961,049	—	4,961,049
売掛金	—	15,822,063	—	15,822,063
資産計	—	20,783,112	—	20,783,112
支払手形及び買掛金	—	4,113,405	—	4,113,405
電子記録債務	—	4,233,185	—	4,233,185
短期借入金	—	457,789	—	457,789
リース債務（流動負債）	—	198,163	—	198,163
未払法人税等	—	2,680,544	—	2,680,544
長期預り保証金	—	606,183	—	606,183
リース債務（固定負債）	—	451,617	—	451,617
負債計	—	12,740,888	—	12,740,888

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形、並びに売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、並びに未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金及びリース債務

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、賃貸用のオフィスビル及び賃貸用のマンション（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は503,471千円（賃貸収益は売上高に834,636千円、賃貸費用は売上原価に331,164千円を計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (千円)			当連結会計年度末の時価(千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,697,685	△64,161	2,633,523	3,243,755

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による調査報告書に基づく金額であります。

ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	表面処理用 資材事業	表面処理用 機械事業	めっき加工 事業	不動産賃貸 事業	計		
日本	20,214,179	3,950,956	—	—	24,165,136	18,019	24,183,155
台湾	16,090,151	1,056,300	1,082,253	—	18,228,706	—	18,228,706
中国	12,164,661	1,725,523	—	—	13,890,185	—	13,890,185
韓国	4,180,785	12,868	—	—	4,193,654	—	4,193,654
シンガポール	2,485,443	233,357	—	—	2,718,801	—	2,718,801
タイ	170,259	—	3,098,480	—	3,268,739	—	3,268,739
北米	4,613,289	34,605	—	—	4,647,894	—	4,647,894
その他	—	—	337,850	—	337,850	—	337,850
顧客との契約から 生じる収益	59,918,771	7,013,612	4,518,584	—	71,450,968	18,019	71,468,987
その他の収益	—	—	—	834,636	834,636	—	834,636
外部顧客への売上 高	59,918,771	7,013,612	4,518,584	834,636	72,285,604	18,019	72,303,623

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ロイヤルティ収入を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」（27頁及び28頁）に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	15,780,705
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	20,783,112
契約資産（期首残高）	359,449
契約資産（期末残高）	508,858
契約負債（期首残高）	717,828
契約負債（期末残高）	3,255,950

契約資産は、表面処理用機械事業において連結会計年度末日時点で未請求ですが、顧客との契約における義務の履行を完了した部分の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に関する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該表面処理用機械事業に関する対価は、各顧客との個別契約の請求条件に従い、全ての履行義務の充足後、遅滞なく受領しております。

契約負債は、表面処理用機械事業において顧客との契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、全ての履行義務の充足後に取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、717,828千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が149,408千円増加した理由は、主に表面処理用機械事業における契約の増加によるものであり、契約負債が2,538,122千円増加した理由は、主に表面処理用機械事業における契約の増加によるものであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	4,567円35銭
1 株当たり当期純利益	559円61銭

当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、当社グループの一部のセグメントでは売上高減少の影響を受けております。この影響は、今後1年程度で概ね正常状態に戻るものと想定して、有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関する会計処理を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2021年6月29日開催の第93期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給が承認可決されたため、役員退職慰労引当金の未払分255,664千円を長期末払金に振り替えております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目		金 额	科 目	金 额
(資産の部)			(負債の部)	
流 動 資 产		33,473,026	流 動 負 債	9,710,797
現 金 及 び 預 金		15,946,581	支 払 手 形	130,187
受 取 手 形		1,364,254	電 子 記 録 債	4,173,587
電 子 記 録 債		2,780,721	買 短 期 一 手	2,632,357
壳 約 資 品	及 び 製 品	7,352,449	掛 借 入 債	400,000
契 約 資 品	及 び 製 品	516,225	ス 払 費 人 税	124,724
商 品 及 び 製 品		1,205,281	法 人 税	317,632
仕 材 及 び 貯 藏 品		44,111	預 受 引 当	101,871
原 材 及 び 貯 藏 品		1,282,799	前 賞 与 の 引 当	1,233,689
前 払 費		184,173	預 賞 員 引 当	136,904
そ の 他		2,799,026	引 当	55,102
貸 倒 引 当 金		△2,600		170,901
固 定 資 产		31,847,620		213,050
有 形 固 定 資 产		10,546,601		20,788
建 構 機 車 工 土 リ	建 築 物 品 地 一 設 仮 勘 定	5,216,407	リ 一 期 末 の 債 債	1,326,749
機 具 器 具	械 装 品	81,712	長 そ の 債 債	393,640
	兩 運 搬 品	460,302	の 債 債	255,664
	工 具 器 具	6,084	の 債 債	677,443
	建 築 物 品	395,820	合 計	11,037,546
	地 产	3,906,975		
	定	457,285	(純 資 产 の 部)	
		22,012	株 主 資 本 資 本 利 益	53,587,459
		229,958	資 本 余 利 益	1,336,936
無 形 固 定 資 产		223,068	資 本 剰 余 利 益	1,651,567
ソ そ の 他	フ テ ウ イ エ ハ	6,889	資 本 剰 余 利 益	1,644,666
投 資 そ の 他 の 資 产		21,071,061	資 本 剰 余 利 益	6,900
投 資 有 価 証 券		14,750,685	利 益 庫 金	57,114,170
関 係 会 社 株 式		5,404,735	利 益 庫 金	334,234
関 係 会 社 出 資		120,655	利 益 庫 金	56,779,936
長 期 貸 付		898	利 益 庫 金	4,304
緑 延 税 金 資		226,159	利 益 庫 金	810,000
そ の 他		594,927	利 益 庫 金	45,815,000
貸 倒 引 当 金		△27,000	利 益 庫 金	10,150,632
資 产 合 计		65,320,646	自 己 株 式	△6,515,214
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	695,641
			その他の有価証券評価差額金	695,641
			純 資 产 合 计	54,283,100
			負 債 ・ 純 資 产 合 计	65,320,646

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	37,258,853
売 上 原 価	26,149,573
売 上 総 利 益	11,109,280
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,812,692
営 業 利 益	6,296,587
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,052,680
為 替 差 益	161,218
そ の 他	9,348
	5,223,248
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,565
そ の 他	8,182
	10,748
經 常 利 益	11,509,088
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	9,742
税 引 前 当 期 純 利 益	11,499,345
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,399,436
法 人 税 等 調 整 額	△188,960
当 期 純 利 益	9,288,869

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本												
	資本金	資本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金								
					圧縮記帳 積立金	配当平均 積立金	別途 積立金	繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
2021年4月1日残高	1,336,936	1,644,666	-	1,644,666	334,234	4,304	810,000	40,115,000	8,099,001	49,362,539	△ 4,527,433		
会計方針の変更による累積的影響額									54,000	54,000			
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,336,936	1,644,666	-	1,644,666	334,234	4,304	810,000	40,115,000	8,153,001	49,416,539	△ 4,527,433		
事業年度中の変動額													
別途積立金の積立て								5,700,000	△ 5,700,000	-	-		
剰余金の配当									△ 1,591,238	△ 1,591,238	△ 1,591,238		
当期純利益									9,288,869	9,288,869			
自己株式の取得										△ 2,000,597	△ 2,000,597		
自己株式の処分			6,900	6,900						12,816	19,716		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)													
事業年度中の変動額合計	-	-	6,900	6,900	-	-	-	5,700,000	1,997,630	7,697,630	△ 1,987,780		
2022年3月31日残高	1,336,936	1,644,666	6,900	1,651,567	334,234	4,304	810,000	45,815,000	10,150,632	57,114,170	△ 6,515,214		
											53,587,459		

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	726,879	726,879	48,543,588
会計方針の変更による累積的影響額			54,000
会計方針の変更を反映した当期首残高	726,879	726,879	48,597,588
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立て			-
剰余金の配当			△ 1,591,238
当期純利益			9,288,869
自己株式の取得			△ 2,000,597
自己株式の処分			19,716
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	△ 31,238	△ 31,238	△ 31,238
事業年度中の変動額合計	△ 31,238	△ 31,238	5,685,511
2022年3月31日残高	695,641	695,641	54,283,100

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品及び仕掛品

めっき用化学品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

表面処理用機械 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械装置 5～8年

工具器具備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務見込額を超過しているため、その超過額を前払年金費用として、投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 表面処理用資材事業

表面処理用資材事業においては、主にプリント基板用めっき薬品やアルミ磁気ディスク用めっき薬品の製造及び販売並びに、工業用化学品や非鉄金属の販売を行っております。

このような製商品の国内向け販売については、顧客に製商品を引渡した時点で履行義務が充足するものの、出荷時点から製商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、製商品を出荷する時点で収益を認識しております。

また、このような製商品の国外向け販売については、貿易条件に基づき製商品に対する支配が移転する時点で収益を認識しております。

② 表面処理用機械事業

表面処理用機械事業においては、主に顧客特有のプリント基板用めっき機械やアルミ磁気ディスク用めっき機械の製造及び販売を行っております。

このような製品の販売については、契約上、対価を收受する強制力のある権利を有していると判断したものについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

また、契約上、対価を收受する強制力のある権利を有していると判断できないものについては、機械装置を引き渡す一時点において、機械装置の支配が顧客に移転して履行義務が充足すると判断し、検収時点で収益を認識しております。

なお、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、検収時点で収益を認識しております。

③ 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業においては、主に事業用不動産の賃貸借契約を締結しております。

当該契約については、オペレーティング・リース取引に該当するため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により収益を認識しております。

④ その他の事業

その他の事業においては、当社の知的財産に関するライセンスを含む製品を販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じております。

ロイヤルティ収入は、知的財産のライセンスに関連して顧客が売上高を計上する時点又は顧客が知的財産のライセンスを使用する時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。これにより、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項または書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高は154,127千円増加し、売上原価は134,786千円増加し、営業利益は19,340千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ21,989千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は54,000千円増加しております。当事業年度の1株当たり純資産額は5円77銭増加し、1株当たり当期純利益は2円65銭増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり認識された収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり認識された収益 売上高 515,046千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

表面処理用機械事業における一定の要件を満たす特定の契約については、当該契約の当事業年度末時点の進捗度に応じて、収益を計上しております。

進捗度は、当事業年度末時点までの発生費用と完了までの総原価見積額を比較することにより測定しております。

② 主な仮定

総原価見積額は、機械装置に対する専門的な知識と施工経験を有する責任者により、契約内容、要求仕様、過去の類似契約における原価実績、契約期間の委託外注費、材料費、労務費の見積り等に基づき算定され、承認手続きを経たうえで決定しております。

総原価見積額は、契約内容や仕様の変更、作業工程の遅れにより当初見積りに対する原価の増加や、材料価格の変動等、進行途中の状況の変化によって、見直しの必要性が生じることがあります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

総原価見積額は、進捗状況を踏まえた見積額と発生額との比較や、今後の費用発生に関する最新の情報に基づき適宜、見直しており、将来の状況の変化により見積と実績が乖離した場合は、認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,545,266千円
土地	47,200千円
計	1,592,466千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	400,000千円
計	400,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,033,002千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

ウエムラ・インドネシア 85,673千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,305,705千円
短期金銭債務	412千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 12,256,393千円

仕入高 40,556千円

営業取引以外の取引高 4,922,828千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 2,522,368株

当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	67,736千円
賞与引当金	52,330千円
棚卸資産	16,003千円
未払費用	7,718千円
投資有価証券及び関係会社株式	967,998千円
長期未払金	78,284千円
有形固定資産	270,436千円
減損損失	132,893千円
その他	36,467千円
繰延税金資産小計	1,629,869千円
評価性引当額	△1,063,276千円
繰延税金資産合計	566,592千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△31,198千円
その他有価証券評価差額金	△307,012千円
その他	△2,222千円
繰延税金負債合計	△340,433千円
繰延税金資産の純額	226,159千円

(収益認識に関する注記)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」(46頁)に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	浪花殖産㈱(注1)	大阪市天王寺区	40,000	損害保険代理業	被所有直接 26.41%	兼務1名	損害保険代理取引	損害保険料支払(注2)	117,463	前払費用	65,024

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社役員上村寛也及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注2) 市場価格を参考に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	台湾上村股份有限公司	100.0%	兼務2名	製・商品及び原材料の販売	製・商品及び原材料の販売(注1)	1,673,816	売掛金	185,426
				ロイヤルティ料の受取	ロイヤルティ料の受取(注2)	612,860	売掛金	468,329
子会社	上村(香港)有限公司	100.0%	兼務1名	製・商品の販売	製・商品の販売(注1)	1,689,185	売掛金	662,540
				ロイヤルティ料の受取	ロイヤルティ料の受取(注2)	154,353	売掛金	40,577
子会社	上村化学(上海)有限公司	100.0%	兼務3名	製・商品の販売	製・商品の販売(注1)	2,917,136	売掛金	705,743
子会社	ウエムラ・インドネシア	99.9%	兼務4名	資金の貸付 債務保証	利息の受取	15,886	—	—
					債務保証(注3)	85,673	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) ロイヤルティ収入については、各社より提示された料率を基礎として交渉の上、決定しております。

(注3) ウエムラ・インドネシアの銀行借入(1,000千米ドル)について債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 3,149円82銭

1 株当たり当期純利益 536円91銭

当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、今後1年程度で概ね正常状態に戻るものと想定して、有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関する会計処理を行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積には不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、2021年6月29日開催の第93期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給が承認可決されたため、役員退職慰労引当金の未払分255,664千円を長期末払金に振り替えております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

上 村 工 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 藤川 賢
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 菱本恵子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、上村工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上村工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

上 村 工 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 藤川 賢
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 菱本恵子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、上村工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し（一部リモート会議方式により）、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含む内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

上村工業株式会社 監査役会

常勤監査役	猪瀬伸治	印
社外監査役	亀岡強	印
社外監査役	飯島亨	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

第94期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の安定的な経営基盤の確保などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金130円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,240,382,560円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、経営体質の一層の充実を図るとともに、今後の設備の増強及び研究開発活動に活用して事業拡大に努めるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,700,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 6,700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

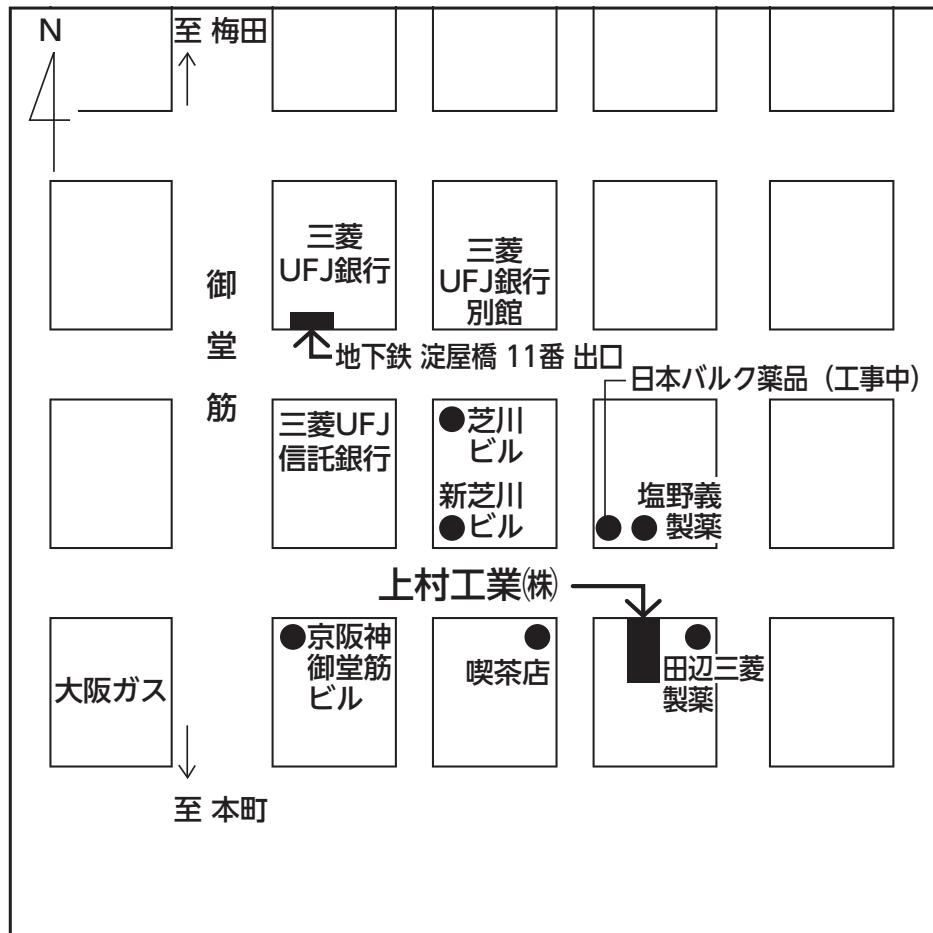
現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p>
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中央区道修町三丁目2番6号
上村工業株式会社 本社 8階講堂



交通機関

地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅11番出口より徒歩約3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。